

## 赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会（第1回）

日時：令和2年2月28日

午後1時30分～午後2時15分

場所：赤磐市役所3階第1会議室

### 次 第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 委嘱状の交付
- 4 議 題
  - (1) 正副委員長の選任について
  - (2) 第三者委員会運営要綱の制定について
  - (3) 今後の委員会の進め方について
  - (4) その他
- 5 閉 会

(資料)

- 資料1 委員名簿
- 資料2 赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例
- 資料3 諮問書
- 資料4 赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会要綱（案）

## 赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会

## 委員名簿

おかだ まさお 岡田 雅夫	岡山大学名誉教授
こんま けんじ 金馬 健二	弁護士 きずな綜合法律事務所
よこの たかし 横野 崇司	弁護士 横野崇司法律事務所
よしざわ とおる 吉沢 徹	弁護士・岡山大学大学院法務研究科教授 のぞみ法律事務所

(敬称略・五十音順)

赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例を制定したので、赤磐市公告式条例(平成17年赤磐市条例第3号)第2条の規定により公布する。

令和元年12月19日

赤磐市長

友寛武則

赤磐市条例第48号

### 赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例

#### (目的及び設置)

第1条 赤磐市教育委員会におけるスクールバス運転手等の臨時職員の任用に関する業務について不適正な事務処理が行われていたこと(以下「不適正事務処理」という。)に対し、原因究明及び再発防止を図るため、赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、独立して次の各号に掲げる事項につき調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 不適正事務処理の経緯及び原因の検証及び究明
- (2) 不適正事務処理の再発防止策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に定める目的を達成するために必要な事項(組織等)

第3条 委員会は委員5人以内で組織し、委員は第1条の目的を達するために必要な高い識見を有すると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、前条に規定する事務を終える日までとする。

#### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (報酬及び費用弁償)

第8条 委員が第5条に規定する会議に出席したときは、赤磐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年赤磐市条例第44号）第2条の規定にかかわらず、日額8,500円の報酬を支給する。

2 前項に定めるもののほか、委員がその職務に従事したときは、同条の規定にかかわらず、予算の範囲内で市長が定める額の報酬を支給する。

3 前2項に掲げるもののほか、費用弁償の額及び支給方法は、赤磐市職員等の旅費に関する条例(平成17年赤磐市条例第51号)の例による。

（その他）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は市長が別に定め、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、これを定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2 この条例による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

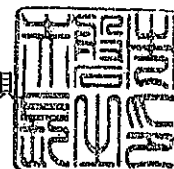
（失効）

3 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

赤総第473号  
令和2年2月28日

赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会 委員長 様

赤磐市長 友實 武則



諮 問 書

1 諮問事項について

赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例第2条の規定により、貴委員会に対し、次の事項について諮問いたします。

- (1) 不適正事務処理の経緯及び原因の検証及び究明
- (2) 不適正事務処理の再発防止策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

2 要望事項について

貴委員会においては、次の事項に留意して調査を行われたく、要望いたします。

- (1) 公文書の作り直し及び違法な賃金の支出が行われた経緯に関し、事実関係を明らかにすること。
- (2) (1)で明らかにした事実について、地方公務員法、地方自治法その他法令等の規定に対する抵触の有無及び程度を評価すること。
- (3) 職員、市議会議員及び関係者の対応の問題点について明らかにすること。
- (4) 原因の検証及び究明に当たっては、統制環境やコンプライアンスに対する意識等、幅広い観点から調査を行うこと。
- (5) 調査の対象期間は、平成30年度とするが、強く関連する事実が明らかになった場合は他の期間についても調査すること。
- (6) 調査の過程で、調査対象事項に関連性を有する、違法又は著しく不当な事案が判明した場合はそれについても指摘すること。
- (7) (1)から(6)までを踏まえ、具体的な再発防止策及びその周知方法を提案すること。

赤磐市告示第 号

赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会運営要綱を制定したので、赤磐市公告式条例（平成17年赤磐市条例第3号）第4条の規定により公表する。

令和2年 月 日

赤磐市長 友 實 武 則

### 赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会運営要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例（令和元年条例第48号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開等）

第2条 委員会の会議（開催が予定されている会議を含む。）の公開又は非公開については、委員長（条例第4条第1項の規定により定められた委員長をいう。以下同じ。）が委員に諮って決定する。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名等を所定の傍聴受付簿に記入し、職員の手配に従って傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴は、委員長が定める定員の範囲内で先着順とする。

（傍聴できない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1） 酒気を帯びていると認められる者
- （2） 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- （3） その他会議の公正又は円滑な運営を害するおそれがあると委員長が認めた者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 静粛を旨とすること。
- （2） 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- （3） みだりに傍聴席を離れないこと。
- （4） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（違反に対する措置）

第6条 委員長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反したと認めるときは、直ちにその行為を中止させ、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当該退場を命ぜられた会議を再び傍聴することができない。

(録音等の許可)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。ただし、報道関係者については、管財課への届出をもって委員長の許可に代えることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、これを定める。

2 前項に規定する手続については、書面（電磁的記録を含む。）によりこれを行うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。